

自動車保管場所届出書の記載要領

① 自動車保管場所届出書

- この用紙（自動車保管場所届出書）は、軽自動車の保管場所届出（車庫の変更届出も含む）及び普通自動車の保管場所変更届出に使用します。
- 保管場所の変更のみ（使用の本拠変更なし）の場合
「変更」を○で囲んで下さい。
それ以外の場合（新たに軽自動車を購入、引っ越しに伴う保管場所変更など）
「新規」を○で囲んで下さい。
- 消すことのできるボールペンは使用しないで下さい。
- 届出内容に不明な点がある場合は、必要な書面の提示を求める場合があります。
- 軽自動車の保管場所の届出は届出義務の適用地域のみで必要となります。
- 適用地域について不明な点があれば、保管場所を管轄する警察署へお問い合わせ下さい。（普通車と軽自動車では適用地域が異なります。）

② 自動車の区分

- 普通自動車の保管場所の変更の場合
「登録」を○で囲んで下さい。
- 軽自動車の保管場所の届出（変更届出も含む）の場合
「軽」を○で囲んで下さい。

③ 車名

- 自動車検査証に記載された車名（トヨタ・ニッサン等）を記載して下さい。
- 通常メーカー名を記載しますが、自動車検査証がない場合は、自動車販売業者に確認した上で記載して下さい。

④ 型式

- 自動車検査証に記載された型式を記載して下さい。
- 自動車検査証がない場合は、自動車販売業者等に確認した上で記載して下さい。

⑤ 車台番号

- 自動車検査証に記載された車台番号を記載して下さい。
- 自動車検査証がない場合は、自動車販売業者等に確認した上で記載して下さい。

⑥ 自動車の大きさ

- 自動車の大きさは、センチメートル単位で正しく記載して下さい。
- 自動車検査証に記載された大きさを記載して下さい。
- 自動車検査証がない場合は、自動車販売業者等に確認した上で記載して下さい。

⑦ 自動車の使用の本拠の位置

● 個人の場合

実際に居住する場所の所在地を記載して下さい。

通常は届出者の住所と同じになります。

勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません。

※ 個人の届出で、何らかの事情があり届出者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合は窓口においてご相談下さい。

● 法人の場合

実際に営業を行う事業所の所在地（本社、支社等の所在地）を記載して下さい。

通常、役員の自宅や社員寮等は、使用の本拠とはなりません。

※ 届出者の住所と使用の本拠が異なる場合は、両者の関係を明らかにする書面や使用の本拠を疎明する書面等を確認する場合があります。

⑧ 自動車の保管場所の位置

● 自動車の駐車場所（保管場所）の住所を記載して下さい。

● 使用の本拠の位置から直線で2キロメートル以内の場所で届出して下さい。

● 地番まで記入し、アパート名、部屋番号の記載は不要です。

● 駐車場を借りる方で、駐車位置に番号がある場合は、その番号も記載して下さい。

⑨ 届出者記載欄

● ○○警察署長殿の欄は、提出先の警察署名を記載して下さい。

※ 分庁舎名は記載不要です。

※ 車両駐車を管轄する警察署に提出して下さい。

● 届出者は、警察署窓口に書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となる方の住所・氏名です。

● 日付は、届出書を提出する日を記載して下さい。

※ 個人の場合

住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を記載して下さい。

※ 法人の場合

登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を書き、法人の代表者名を併記して下さい。

● 郵便番号・電話番号もすべて記載して下さい。

⑩ 申請事由

● あてはまる項目の□にレを記入して下さい。

※ 新規 → 申請者（使用者）が初めて自動車を購入する場合。

※ 増車 → 別の自動車を保有し、同一申請者（使用者）が更に買い増す場合。

※ 代替 → 保有している自動車を買い替える場合。

※ 変更 → 保有している自動車の住所や保管場所を変更する場合。

- 「代替え」「変更」に該当する方は、買い替え前の自動車及び保管場所を変更する自動車の登録番号を記載して下さい。

⑪ 保管場所種別

- あてはまる項目の□にレを記入して下さい。
 - ※ 自己所有地 → 申請者名義の土地に自動車を保管する場合。
 - ※ その他 → 他人名義や家族名義の土地を借りて自動車を保管する場合。
 - ※ 共有地 → 共同所有の土地に自動車を保管する場合。

⑫ 軽自動車の所有

- 同一届出者が別に軽自動車をお持ちの場合は「有」の□にレを記入し、() 内に台数を記載して下さい。
同一届出者名義で軽自動車をお持ちでない場合は「無」の□にレを記入して下さい。

⑬ 連絡先

- 申請内容の確認等、必要に応じて連絡する場合がありますので、可能な限り常時連絡が取れる電話番号を記載して下さい。

各種手続きには、上記以外のケースもありますので、不明な点があれば窓口にお問い合わせ下さい。